

一関地区広域行政組合監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、下記のとおり定期監査を実施したので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年11月11日

一関地区広域行政組合

監査委員 及 川 弘 人

監査委員 小野寺 道 雄

記

1 監査の実施日及び対象

令和6年8月28日（水）

総務管理課、一関西部地域包括支援センター、一関東部地域包括支援センター、
一関清掃センター

令和6年8月29日（木）

介護保険課、大東清掃センター、川崎清掃センター

2 監査の範囲

令和5年度の財務等に係る事務の執行状況

3 監査の実施内容

監査は、一関地区広域行政組合監査基準（令和2年3月25日一関地区広域行政組合監査委員告示第2号）に準拠し、あらかじめ関係書類の提出を求め書類の審査及び照合確認をするとともに、事務の執行状況、予算の執行状況、財産及び備品の管理状況等について関係職員の説明を求めるなどの方法により実施した。

なお、重点的に監査を行った項目は次のとおりである。

ア 歳入調定において、調定はその根拠となる法令等に適合しているか。また、調定に至るまでの事務処理は適切に行われているか。

イ 現金取扱事務において、収納金や前渡資金等の管理が財務規則に沿って適正に行われ複数職員によって現金の確認がなされているか。

ウ 収入未済金の徴収事務において、現状把握や分析が行われているか。また、債権管理条例、同規則及び関係法令等に基づき、債権区分ごとに適時適正な管理、回収が行われているか。

エ 補助金交付事務において、補助事業の目的及び内容から補助金交付が公益上必要であるか、補助の効果が期待できるか。補助額の算定、交付方法、交付時期、交付手続等について適正に行われているか。また、補助金が条件どおりに履行されているか。

オ 契約事務において、特にも随意契約の手続がその根拠となる法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

カ 不正経理再発防止対策に基づく公金等が適切に把握され、公金等管理台帳の作成及び定期的な確認が適正に行われているか。

キ 事務執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに

従って適正に行われているかどうかを主眼とし、効率性、経済性、有効性等について判断する。

4 監査の結果

事務の執行は、関係法令、条例・規則及び議会の議決その他の定めるところに基づき、概ね良好と認められた。

その他事務処理方法等に改善、是正または見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

なお、事務事業の執行にあたっては、地方自治法をはじめとする関係法令並びに所管する業務に対する認識を深められ、適正かつ効率的に行われるよう努められたい。